11. レーザージャイロ装置
111003
12. 回転翼航空機用トランスミッション
112001　112011　112012　112014
13. ガスタービン発動機制御装置
113001　113002　113008　113010　113016
113019　113021

合格者数　135名

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十五年一月十五日

東北経済産業局長　山田　尚義

一　件名　のしろエネルギーサービス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十五年二月十五日　午前十時から

三　場所　能代商工会館三階多目的ホールＡ（秋田県能代市元町十一番七号）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（原料ガス購入価格の値上げ等に伴うガス料金総原価見直しによる料金改定。）

2　詳細は、東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）並びにのしろエネルギーサービス株式会社（秋田県能代市万町十一番二十一号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「のしろエネルギーサービス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十五年一月三十一日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、東北経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「のしろエネルギーサービス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十五年一月三十一日までに東北経済産業局資源エネルギー環境部電力・ガス事業課（郵便番号九八〇―八四〇三　宮城県仙台市青葉区本町三丁目三番一号　仙台合同庁舎）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

東北経済産業局長　殿

届出者　氏（ふりがな）名

住　所　（郵便番号）

（電話番号）

職　業

のしろエネルギーサービス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十四年十二月二十一日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十五年一月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

測量及び調査を行った者の名称	地図及び簿冊の名称
神戸市	神戸国際港都建設計画新住宅市街地開発事業西神第２地区新住宅市街地開発事業Ⅱ―９、Ⅱ―１１―２、Ⅱ―１１―３工区の土地所在図及び調査簿

公　告

諸　事　項

公認会計士懲戒処分公告

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第31条第１項の規定に基づき、平成24年12月27日付で平成24年12月28日から平成25年３月27日までの３月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成25年１月15日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　森　直行　昭和14年９月15日生
公認会計士登録番号　第21934号
現住所　東京都練馬区大泉町２丁目15番13号

下記の者について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第30条第３項において準用する同条第２項の規定に基づき、平成24年12月27日付で平成24年12月28日から平成25年６月27日までの６月の業務停止処分を行ったので、同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成25年１月15日

金融庁長官　畑中龍太郎

記

公認会計士　藤原　祥孝　昭和32年12月10日生
公認会計士登録番号　第8393号
現住所　大阪府東大阪市西岩田１丁目10番27号
公認会計士　清水万里夫　昭和31年９月17日生
公認会計士登録番号　第8572号
現住所　大阪府泉大津市上之町１番13号

有権者申出方

元当局所属公証人金城正之の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成25年１月15日　那覇地方法務局

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の３の規定に基づき、平成24年12月20日から１ケ月の社会保険労務士の業務の停止の処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成25年１月15日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

社会保険労務士　後藤　靖
生年月日　昭和15年７月８日
住所　岐阜県関市東新町４丁目96番地の８
社会保険労務士登録番号　第21820013号
事務所の名称　社会保険労務士・行政書士後藤事務所
事務所の所在地　岐阜県関市東新町４丁目96番地の８
懲戒処分の対象となった行為　「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」